

## 第3章 事故によりご自身・乗車中の方が死傷された場合の補償

### 自損傷害条項

#### <用語のご説明一定義>

この条項において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

##### (1) 正規の乗車装置

乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく、安全な乗車を確保できる構造を備えた道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に定める乗車装置をいい、具体的には運転者席、助手席、後部座席および補助席等をいいます。

##### (2) 治療日数

治療のために病院もしくは診療所に入院し、または通院した実治療日数をいいます。なお、被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った次のいずれかに該当する部位を固定するために治療によりギプス等（注）を常時装着した期間については、その日数は通院した実治療日数とみなします。

ただし、診断書に次のいずれかに該当する部位をギプス等装着により固定している旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等装着に関する記載がなされている場合に限り、

- ① 長管骨（上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨・脛骨および腓骨をいいます。）および脊柱
- ② 長管骨に接続する三大関節（上肢の肩関節、肘関節および手関節並びに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。）部分
- ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限り、
- ④ 顎骨、顎関節。ただし、三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限り、

（注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、）および三内式シーネをいいます。以下この(2)において同様とします。

### 1. 保険金をお支払いする場合

#### 第1条 [保険金をお支払いする場合]

当社は、次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により被保険者が身体に傷害を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第3条（自動車損害賠償責任）に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、その傷害に対して、この条項および基本条項に従い、保険金請求権者に自損傷害保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、介護費用保険金および医療保険金をいいます。以下この条項において同様とします。）を支払います。

- ① 借用自動車の運行に起因する事故
- ② 借用自動車の運行中の次の事故。ただし、被保険者が借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下この条項において同様とします。）に搭乗中である場合に限り、
  - ア. 飛来中または落下中の他物との衝突
  - イ. 火災または爆発

## ウ. 借用自動車の落下

### 第2条 [補償の対象となる方—被保険者]

(1) この条項における被保険者は、次の①から③のいずれかに該当する者とします。ただし、極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の者は含みません。

- ① 借用自動車を運転中の記名被保険者
- ② 借用自動車を運転中の指定被保険者
- ③ 記名被保険者または指定被保険者が運転している借用自動車の**正規の乗車装置**またはその装置のある室内に搭乗中の者

(2) この条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 2. 保険金をお支払いできない場合

### 第3条 [保険金をお支払いできない場合]

(1) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この③において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ 上記③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 上記①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 借用自動車を競技もしくは曲技のために、または、それらのいずれかを行うことを目的とする場所で使用すること。ただし、救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。

(2) 当社は、次の①または②のいずれかに該当する傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者または指定被保険者が、その使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車（注 i）を運転している場合に、被保険者について生じた傷害
- ② 記名被保険者または指定被保険者が自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取扱う業務として受託した自動車を運転している場合に、被保険者について生じた傷害

（注 i）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

(3) 当社は、次の①から⑥のいずれかに該当する傷害に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた傷害
- ② 記名被保険者または指定被保険者が法令により定められた運転資格を持たないで借用自

動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害

- ③ 記名被保険者または指定被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条（定義）第 15 項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ④ 記名被保険者または指定被保険者が、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）第 1 項に定める酒気帯び運転またはこれに相当する状態で借用自動車を運転している場合に、その本人に生じた傷害
- ⑤ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- ⑥ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失（注 ii）によって生じた傷害

（注 ii）「心神喪失」とは、認知症、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が常時欠けている状態をいいます。

- (4) 当社は、傷害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、その者の受け取るべき金額については、自損傷害保険金を支払いません。
- (5) 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症(丹毒、りんぼせんえん 淋巴腺炎、はいけつしょう 敗血症、はしょうふう 破傷風等)に対しては、自損傷害保険金を支払いません。

### 3. お支払いする保険金の計算

#### 第 4 条 [お支払いする保険金の計算]

- (1) 当社は、被保険者が第 1 条 [保険金をお支払いする場合] の傷害を被り、その直接の結果として、次表の支払事由に該当する場合に、同表のとおり自損傷害保険金を支払います。

保険金の区分	支払事由	支払保険金の額	保険金請求権者
死亡保険金	死亡した場合	1,500 万円。 ただし、1 回の事故につき、被保険者に対し既に支払った後遺障害保険金がある場合は、1,500 万円から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額とします。	被保険者の法定相続人。ただし、法定相続人が 2 名以上である場合は、法定相続分の割合により支払います。
後遺障害保険金	別表に掲げる後遺障害が生じた場合	該当する後遺障害の等級に対応する、別表に定める金額	被保険者

<p>介護費用 保険金</p>	<p>次の①または②に該当する後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合。ただし、別表の1の第1級または第2級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害を同時に被った場合を除きます。</p> <p>① 別表の2の第1級または第2級に掲げる金額の支払われるべき後遺障害</p> <p>② 別表の2の第3級③または④に掲げる後遺障害</p>	<p>200万円</p>	<p>被保険者</p>
<p>医療 保険金</p>	<p>治療を要した場合</p>	<p>治療が必要と認められない程度になおった日までの治療日数に対し、次の①および②の額。ただし、1回の事故につき、100万円を限度とします。</p> <p>① 入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき6,000円</p> <p>② 通院した治療日数（上記①に該当する日数を除きます。）に対しては、その治療日数1日につき4,000円</p>	<p>被保険者</p>

- (2) 当社は、本条(1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて30日以内に死亡した場合は、介護費用保険金を支払いません。
- (3) 同一事故により生じた後遺障害が本条(1)の表中の介護費用保険金の①および②のいずれにも該当する場合であっても、当社は、重複しては介護費用保険金を支払いません。
- (4) 医療保険金における治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であっても、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。
- （注）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (5) 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合であっても、当社は、重複しては医療保険金を支払いません。

#### 第5条 [既に存在していた身体の障害または疾病の影響等]

被保険者が被った第1条 [保険金をお支払いする場合] の傷害が次の①から③のいずれかに該当する影響により重大となった場合には、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

- ① 被保険者が傷害を被った時、既に存在していた身体の障害または疾病の影響
- ② 被保険者が傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- ③ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことによる影響

#### 第6条 [当社の責任限度額等]

- (1) 1回の事故につき、当社が支払うべき死亡保険金の額は、第4条 [お支払いする保険金の計算] の規定による額とし、1,500万円を限度とします。
- (2) 1回の事故につき、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第4条および第5条 [既に存在していた身体の障害または疾病の影響等] の規定による額とし、2,000万円を限度とします。
- (3) 当社は、本条(1)および(2)に定める死亡保険金および後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、第4条および第5条の規定による介護費用保険金および医療保険金を支払います。

## 4. その他

#### 第7条 [代位]

当社が自損傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

#### 第8条 [当社の指定する医師が作成した診断書等の要求]

- (1) 当社は、基本条項第14条 [事故発生時の義務等] (1)②の規定による通知または第16条 [保険金のご請求] の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または保険金請求権者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条(1)の診断または死体の検案(注)のために要した費用は、当社が負担します。ただし、診断または死体の検案を受けることによって得られなかった収入は対象となりません。  
(注) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。